

津山圏域消防組合ホームページ構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、津山圏域消防組合ホームページ構築業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

ホームページ構築業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

(4) 事業担当課

津山圏域消防組合消防本部総務課

ア 郵便番号：〒708-0822

イ 住所：岡山県津山市林田95

ウ TEL：0868-31-1250

エ FAX：0868-25-2818

3 提案上限額

(1) 構築費用

金 2,371,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「見積書（任意様式）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

(2) 保守費用

金 1,980,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

構築以降、5年間の保守費用を提示すること。この金額での契約を保証するものではなく、契約締結時に契約内容及び金額については別途交渉する。後述する「見積書（任意様式）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

4 実施形式

公募型プロポーザル

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町及び美咲町（以下、「関係市町」という。）のいずれかの市町において物品等指定業者若しくは入札参加資格者として、プロポーザル実施時点で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 関係市町のいずれかの市町において、工事・コンサル・物品・役務等において指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。なお、公募開始の日から結果通知の日までの間に指名停止の措置を受けた場合並びに指名停止要綱及び指名停止要綱に基づく指名停止（指名保留）基準に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 国税、岡山県税、関係市町の税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (7) 過去5年以内に、CMSの導入を前提とするホームページ構築業務を国又は地方公共団体から受注し業務完了した実績があること。

*共同企業体による参加の場合は、代表企業が（1）～（6）を満たすこと。本業務に係るデータベース構築及び運用に直接的に携わる者については（2）～（7）を満たすこと。また、構成するすべての事業者が（2）～（6）の条件を満たすこと。

*単独で参加する提案者及び共同企業体で参加するいずれの事業者も、この業務で他の共同提案の参加者となることはできない。

6 スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| 令和6年7月 2日（火） | ： 公募開始（ホームページ及び公告板） |
| 令和6年7月 9日（火）午後5時 | ： 質問提出〆切 |
| 令和6年7月16日（火） | ： 質問回答（ホームページ） |
| 令和6年7月22日（月）午後5時 | ： 参加申込〆切 |

- 令和6年7月26日（金） : 参加資格審査通知送付
令和6年8月9日（金）午後5時 : 企画提案書等の提出〆切
令和6年8月20日（火） : プレゼンテーション審査
令和6年8月23日（金） : 審査・評価結果通知・公表（ホームページ）

7 質問・回答

(1) 提出方法

質問書（様式第9号）により、FAXで提出すること。FAX以外の方法による質問は受付しない。

- (2) 提出期限 令和6年7月9日（火）午後5時まで（必着）
(3) 提出場所 前記2（4）の事業担当課
(4) 回答方法 本消防組合ホームページにて公表
(5) 回答日時 令和6年7月16日（火）
(6) 受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での方法による質問は一切受け付けない。

8 参加申込・参加承認

(1) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山圏域消防組合契約規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）
ウ 委任状（必要に応じて。様式第3号）
エ 直近年度の国税の納税証明書の写し（令和6年4月1日以降証明分。滞納がないことが確認できること。）
オ 岡山県発行の県税等納税証明書（令和6年4月1日以降証明分。岡山県に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）
カ 関係市町及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村発行の市税等の納税証明書（令和6年4月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）
キ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し（令和6年4月1日以降証明分）
ク 印鑑証明書
ケ 財務諸表の写し（直近決算のもの）
コ 営業実績書（様式第4号）
サ 導入実績確認書（様式第5号）
シ 会社概要書（会社案内、沿革等を記載・自由形式・パンフレット可）

ス 共同企業体届出書兼委任状（様式第6号）（共同企業体で参加申込する場合のみ）

*共同企業体による参加申し込みをする場合、アは代表企業が作成すること。また、イ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ・シの書類の作成は、次のとおりとする。

イ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・シ 構成事業者ごとに作成

サ 本消防組合のデータベース構築及び運用において本消防組合の情報データを取り扱う者（業務を分割する場合は、業務に関わるすべての者）

(2) 提出期間 令和6年7月22日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、郵送の場合到着確認を行うこと。また、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所 前記2（4）の事業担当課

(5) 参加資格審査通知送付

FAX送信及び郵送にて、令和6年7月26日（金）に参加の可否を送付する。

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

*評価点数が満点の6割以上の得点がなければ契約候補者として認めない。

10 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限 令和6年8月9日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出書類及び作成方法

提出書類は各者1案とする。イ～エに関する作成方法は、「企画提案書等作成要領」（別紙2）を参照すること。

ア 提案書等提出書（様式第7号） 提出部数：1部

イ 企画提案書 提出 10部

ウ CMS機能要件一覧表【別紙1】：10部

エ 見積書（任意様式） 提出部数：各1部

オ 業務協力契約予定書（様式第8号） 提出部数：1部（業務の一部について再委託を予定している場合のみ）

*共同企業体による申請の場合、代表企業が作成して提出すること。

(4) 提出先 前記2（4）の事業担当課

1 1 選考

選考は審査委員会において、提案内容を審査し、提案内容を公平かつ厳正に評価し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者と決定する。また、次点交渉権者も併せて決定する。

企画提案書に記載の企画内容と、見積書に記載の価格を総合的に評価する。なお、評価は企画内容及び価格を数値化して採点し、合計得点によって順位付けする。

※ 合計得点が同一である場合は、企画内容の評価がより高いものを優先して選定する。

(1) 審査の方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて、別に定める評価基準に基づき提案内容を評価採点し、優先交渉権者を選定する。プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

(2) プレゼンテーションの内容及び日時等

ア 開催日時

令和6年8月20日（火）

イ 実施場所

津山圏域消防組合 4階講堂

ウ 出席者

1 提案者につき主担当者を含め最大3名まで出席できる。

エ 実施時間

1 提案者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

オ プレゼンテーション内容

(ア) 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

(イ) CMSの特徴的な機能についてデモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。

- ・テンプレートでのページ作成の基本的な操作方法、アクセシビリティ対応、アクセス解析
- ・各課が作成したコンテンツの管理方法
- ・公開申請、承認フローの運用方法
- ・その他、特にアピールしたいポイントや独自機能

カ 注意事項

(ア) 正式なプレゼンテーション日時等については別途通知する。

(イ) 開始20分前に集合場所へ到着すること。集合場所については別途通知する。

(ウ) 準備時間は開始10分前から10分間とする。

(エ) 説明は本業務委託の主担当者が実施すること。

(オ) 本消防組合でプロジェクター、スクリーン及び電源を用意する。それ以外に必要な機材等は持参すること。

(カ) プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合は失格とする。

(3) 審査・評価結果通知

審査終了後、審査・評価結果を本消防組合のホームページ上で公表する。

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

(4) 優先交渉権者との協議

選定した優先交渉権者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。なお協議により、優先交渉権者と契約ができない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

1.2 契約方法

提出された提案書等の内容に基づき、本消防組合と優先交渉権者にて仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、優先交渉権者が辞退その他の理由で契約の交渉ができない場合は、次点交渉権者が優先交渉権者に繰り上がり契約交渉を行うものとする。契約手続き及び契約書は、本消防組合の定めるところによる。

1.3 情報公開

審査の結果は、本消防組合ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山圏域消防組合情報公開条例第2条の規定により準用する津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

(1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

1.4 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の再提出、差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 審査等の事務で必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.5 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式第10号)により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 本件において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限定する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

ク 仕様書に沿った要件を満たしていない、又はこれに代わる提案がない場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本消防組合が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(6) 異議の申し立て

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

以上